

## 『すぐにもらえる！雇用関係助成金 申請・手続マニュアル』初版

本書の内容は、原則として 2009 年 4 月 1 日時点で最新のものを解説しております。それ以降の改正等による内容の変更に関しては、下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。なお、その後の改正等による内容の変更に関しましては、著者ホームページ (<http://jyoseikinn.exblog.jp/>) に掲載いたします。ご参照ください。

### 記

#### 1 中小企業緊急雇用安定助成金(雇用調整助成金)について

- P26 下段 表中「現在の雇用調整助成金」の「助成率」について  
【変更前】 3 分の 2

↓

【変更後】 3 分の 2 (障害者の場合は 4 分の 3)

- 同表中「中小企業緊急雇用安定助成金」の「助成率」について  
【変更前】 5 分の 4

↓

【変更後】 5 分の 4 (障害者の場合は 10 分の 9)

※ 改正内容：障害がある方が休業した場合の助成率が引き上げられました。

- P27 上段 表中「現在の雇用調整助成金」の「教育訓練に対する加算」について  
【変更前】 1 人 1 日 1,200 円

↓

【変更後】 1 人 1 日 4,000 円

※ 改正内容：教育訓練費が 1,200 円から 4,000 円に変更 になりました。

- 同表中「現在の雇用調整助成金」の「支給限度日数」について  
【変更前】 対象被保険者数 × 300 日  
(1 年間最大 200 日)

↓

【変更後】 対象被保険者数 × 300 日

- 同表中「中小企業緊急雇用安定助成金」の「支給限度日数」について  
【変更前】 対象被保険者数 × 300 日  
(1 年間最大 200 日)

↓

【変更後】 対象被保険者数 × 300 日

※ 改正内容：1 年間の支給限度日数 200 日が撤廃されました (3 年間の支給限度日数 300 日は現行通り)。

- P28 下から 2 行目

【変更前】 季節的変動、事故または災害、法令違反や不法行為による事業活動の休止などです。

↓

【変更後】 季節的変動、事故または災害、法令違反や不法行為による事業活動の休止などです (ただし、特例として平成 21 年 7 月 31 日まで、新型インフルエンザの影響による需要の減少を理由に休業等を行う事業所は、助成金の支給対象となります)。

- P31 中段「中小企業緊急雇用安定助成金」の表について

【変更後】 表の下、欄外に、以下の文章を付け加えてください。

※ 障害のある方の休業は 10 分の 9 に引き上げ

●同頁 下段「雇用調整助成金」の表について

【変更後】表の下、欄外に、以下の文章を付け加えてください。

※ 障害のある方の休業は4分の3に引き上げ

※ 改正内容：障害がある方が休業した場合の助成率が引き上げられました。

●P33 中段「休業の場合の提出書類」の表中 15 行目

【変更前】

休業・教育訓練実施予定表（図表）	○
------------------	---

↓

【変更後】削除してください。

●同表中 25 行目

【変更前】

会社組織図（各部署別人員のわかるもの）(※)名前まで必要です。	
---------------------------------	--

↓

【変更後】削除してください。

※ 改正内容：休業に関する書類が簡素化され、登記簿謄本原本、会社組織図、休業・教育訓練実施予定表が必要なくなりました（東京都の場合）。

●P37 下から 1 行目

【変更前】休業・教育訓練実施予定表（図表 8）（P45）

↓

【変更後】削除してください。

※ 改正内容：休業に関する書類が簡素化され、登記簿謄本原本、会社組織図、休業・教育訓練実施予定表が必要なくなりました（東京都の場合）。

●P45 図表 8 「休業・教育訓練実施予定表」

【変更後】削除してください。

※ 改正内容：休業に関する書類が簡素化され、登記簿謄本原本、会社組織図、休業・教育訓練実施予定表が必要なくなりました（東京都の場合）。

●P46 2 行目

【変更前】実施計画届に変更等があれば休業等実施計画（変更）届を届け出てください。

↓

【変更後】実施計画届に変更等があれば休業等実施計画（変更）届を届け出てください。

なお、休業協定の変更以外、変更届を含めた関連書類は郵送、FAX、電子メール等により行うことが可能となりました。

※ 改正内容：変更手続に関して、協定の変更以外、郵送、FAX、電子メール等により行うことが可能になりました。

●P62 10 行目

【変更前】2 社内で実施する場合は 1 日しなければならない（所定労働時間）

- ・場所は、通常の製造現場または就労の場でないこと
- ・延べ 1 日は認められない⇒半日は対象外

↓

【変更後】2 社内で実施する場合は半日しなければならない（所定労働時間）

- ・場所は、通常の製造現場または就労の場ではないこと

※ 改正内容：社内における教育訓練が、1日単位から半日単位に緩和されました（ただし、教育訓練の上乗せも半額）。

●P68 1行目

【変更前】 出向を申請する場合の注意点

↓

【変更後】 出向を申請する場合の注意点 （移籍・在籍出向者両方の受給が可能）

※ 改正内容：移籍出向だけであったのが、出向元と休業等協定を結ぶこと、出向元において支給要件を満たすこと等により、在籍出向者も受給が可能になりました。

#### 4 試行雇用奨励金について

●P149 10行目

【変更前】 6 ホームレス 等

↓

【変更後】 6 ホームレス  
7 実習型雇用として6ヵ月以内の期間を定めて雇用する労働者

※ 改正内容：平成24年3月31日まで「実習型試行雇用奨励金」が支給されます。公共職業安定所の紹介により実習型雇用として6ヵ月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し1人1月あたり4万円を最大3ヵ月支給します。

#### 13 キャリア形成促進助成金について

●P261 17行目

【変更前】 座学等（OFF-JT）による訓練の実施に要した経費の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】 座学等（OFF-JT）による訓練の実施に要した経費の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同 19行目

【変更前】 座学等（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】 座学等（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同 21行目

【変更前】 実習（OJT）による訓練の実施時間に応じて、受講者1人につき1時間600円（受講者1人あたり408,000円を限度）

↓

【変更後】 実習（OJT）による訓練の実施時間に応じて、受講者1人につき1時間800円（大企業は600円）（受講者1人あたり544,000円（大企業は408,000円）を限度）

●同上 23行目

【変更前】 実習（OJT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】 実習（OJT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同下から3行目

【変更前】 訓練修了後、ジョブ・カード様式6号により能力評価を実施（受講者1人あたり4,880円）

↓

【変更後】 訓練修了後、ジョブ・カード様式6号により能力評価を実施（受講者1人あたり4,880円）。訓練を実施し、1人目の訓練受講者が生じた場合、20万円（1事業所1回に限る）

※ 改正内容：平成24年3月31日までに限り、以下の内容が変更されました。

・新たに雇い入れた者に認定実習併用職業訓練を受けさせる場合の助成を「5分の4」に引き上げ

- ・新たに雇い入れた者に有期実習型訓練を受けさせる場合の助成を「5分の4」に引き上げ
- ・新たに雇い入れた者に認定実習併用職業訓練または有期実習型訓練を受けさせると20万円を支給

●P263 上から5行目

【変更前】座学等（OFF-JT）による訓練の実施に要した経費の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】座学等（OFF-JT）による訓練の実施に要した経費の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同上から8行目

【変更前】座学等（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】座学等（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同上から14行目

【変更前】実習（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の3/4（大企業は2/3）

↓

【変更後】実習（OFF-JT）による訓練の実施時間に応じて支払った賃金の4/5（大企業は2/3）

※ 大企業は変更なし

●同下から9行目

【変更前】訓練修了後、ジョブ・カード様式6号により能力評価を実施 受講者1人あたり4,880円

↓

【変更後】訓練修了後、ジョブ・カード様式6号により能力評価を実施 受講者1人あたり4,880円。訓練を実施し、1人目の訓練受講者が生じた場合、20万円（1事業所1回に限る）

※ 改正内容：平成24年3月31日までに限り、以下の内容が変更されました。

- ・新たに雇い入れた者に認定実習併用職業訓練を受けさせる場合の助成を「5分の4」に引き上げ
- ・新たに雇い入れた者に有期実習型訓練を受けさせる場合の助成を「5分の4」に引き上げ
- ・新たに雇い入れた者に認定実習併用職業訓練または有期実習型訓練を受けさせると20万円を支給

## 18 両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)について

●P374 下から9行目

【変更前】a 中小企業事業主であること。

↓

【変更後】a 中小事業主または中小事業主以外の事業主であること。

※ 改正内容：短時間勤務制度にかかわる助成金の対象事業主に以下のものが追加されました。

- ・3歳に達するまでの子を養育する労働者を対象とする短時間勤務の制度を実施する中小企業の事業主
- ・3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とする短時間勤務の制度を実施する中小企業の事業主以外の事業主

●P375 9行目

【変更前】a 常時雇用する労働者が101人以上の中小企業事業主であること。

↓

【変更後】a 中小事業主であること。

※ 改正内容：短時間勤務制度にかかわる助成金の対象事業主に以下のものが追加されました。

- ・3歳に達するまでの子を養育する労働者を対象とする短時間勤務の制度を実施する中小企業の事業主
- ・3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とする短時間勤務の制度を実施する中小企業の事業主以外の事業主

以上